

○長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例

昭和48年10月1日

条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者（児）又はその保護者に対し医療費の一部を助成して、医療費の負担を軽減することにより、その健康保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者（児）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級の障害のある者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において千葉県療育手帳制度実施要綱第2条の規定による療育手帳の交付を受け、その障害の程度が㊦の1、㊦の2、㊦、Aの1及びAの2と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者

(2) 社会保険各法

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（受給権者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、重度心身障害者（児）であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本町に居住し、住民基本台帳に登録された者であって、国民健康保険法、健康保険法その他法律で定める医療保険の被保険者であるもの（国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除く。）

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本町外に住所を有するが、本町が行う国民健康保険の被保険者となっている者

2 前項の規定にかかわらず、受給権者及び受給権者と生計を一にする者であって受給権者が加入している社会保険各法の被保険者の町民税の所得割の合算額が23万5,000円以上である者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者は、受給権者としなない。

3 前項に規定する所得割の額の算定方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（助成の範囲）

第4条 医療費の助成の範囲は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法令の規定によって当該受給権者が負担すべき額（食事療養及び生活療養に係る額を除く。）について支給するものとする。ただし、医療費に対する附加給付がある場合には、当該給付を控除した額とする。

2 前項の場合において、保険医療機関等（町長から委託を受けた医療機関等に限る。以下同じ。）で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払ったときは、当該明細書それぞれ1件につき100円を限度として助成を行うものとする。

3 受給権者が、他の法令に基づく療養補償若しくは医療に関する給付を受けることができる場合又は国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることがで

きる場合には、その限度において支給しないものとする。

- 4 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から行なうものとする。ただし、対象者が本町の区域外から本町に転入した場合であって、転入日の属する月に同項の規定による申請があった場合は、当該転入日からとする。

(助成の方法)

第5条 町長は、重度心身障害者(児)医療費助成受給券(以下「受給券」という。)の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)が保険医療機関等において受給券及び被保険者証を提示した場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、前条第1項の規定により算定した額(以下「助成額」という。)として当該受給者に支給すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされたときは、受給者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、受給者又はその保護者が医療機関等で当該受給者に係る医療費を支払った場合その他必要があると認める場合は、助成額の全部又は一部を受給者又はその保護者に支給することにより助成を行うことができる。
- 4 受給者又はその保護者は、前項の規定による支給を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。

(損害賠償との調整)

第6条 町長は、受給者又はその保護者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は、既に支給した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権者の保護)

第8条 この条例により医療費の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月診療から適用する。

附 則（昭和59年12月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成11年6月10日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月7日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月12日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長柄町重度心身障害者の医療助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付された医療費等の助成について適用し、施行日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）附則第12条に規定されている期間は、改正後の条例の規定にかかわらず、施行令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者である重度心身障害者については、適用しない。

附 則（平成21年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後の医療費の助成について適用し、同日前に行った医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月4日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月12日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月14日条例第20号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、平成30年7月31日以前に医療の給付がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月11日条例第20号）

この条例は、令和2年8月1日から施行するものとする。